

放課後児童クラブの諸課題について

1. 放課後児童支援員認定資格研修の概要

- ・研修について
- ・基礎資格について

2. 放課後児童支援員等資質向上研修の概要

- ・研修について
- ・放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善事業について

3. 子育て支援員研修の概要

- ・専門研修(放課後児童コース)について

4. その他

- ・放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置について
- ・第三者評価について

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

【「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和7年4月4日こども家庭庁成育局長通知）
の放課後児童支援員等研修事業実施要綱 より】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（第一次改正：令和7年1月22日こども家庭庁成育局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るために、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（都道府県、指定都市、中核市が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）。
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3ヶ月以内で実施（都道府県等の実情に応じて2期に分けて実施するなど6ヶ月の範囲内での実施も可）。 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁成育局長通知）及び放課後児童クラブ運営指針解説書（こども家庭庁成育環境課長通知）を使用。これらに加え、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能。

事項	主な内容
科目の一部免除	<p>既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ こどもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」（計4科目） ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」（計2科目） ③ 基準第10条第3項第4号に規定する免許状を有する者 「2-④ こどもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」（計2科目） <p>【免除の考え方】</p> <p>○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p>
既修了科目の取扱い	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県等は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

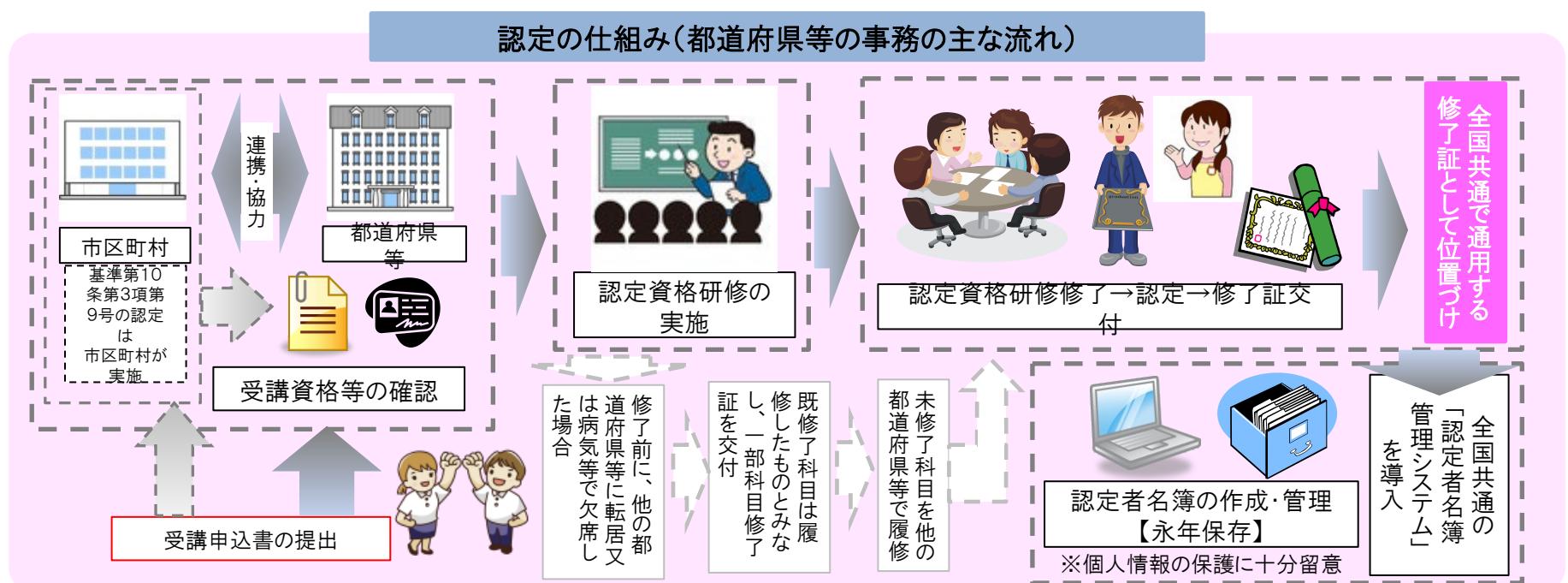
事項	主な内容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	<p>都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市区町村と連携及び協力して円滑に実施。</p> <p>なお、基準第10条第3項第9号、第10号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。</p>
受講者本人の確認	<p>都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。</p> <p>なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。</p>
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県等で、それ以外の者は現住所地の都道府県等で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名、指定都市市長名、中核市市長名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「○○都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。(指定都市等を含む)
認定者名簿の管理	都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付 等	都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	<p>都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事項	主な内容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県等が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」として発出。

認定の仕組み(都道府県等の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00～10:30	ガイダンス			
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00～13:00)				
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30～14:40)				
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10～16:20)				
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00～10:30	ガイダンス					
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00～13:00)						
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30～13:00	ガイダンス					
13:00～14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30～9:00	ガイダンス							
9:00～10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30～10:40)								
10:40～12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. こどもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ こどもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のあるこどもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解

3. 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
- ⑨ こどもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のあるこどもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ こどもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

認定資格研修の受講資格者

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)10条第3項)

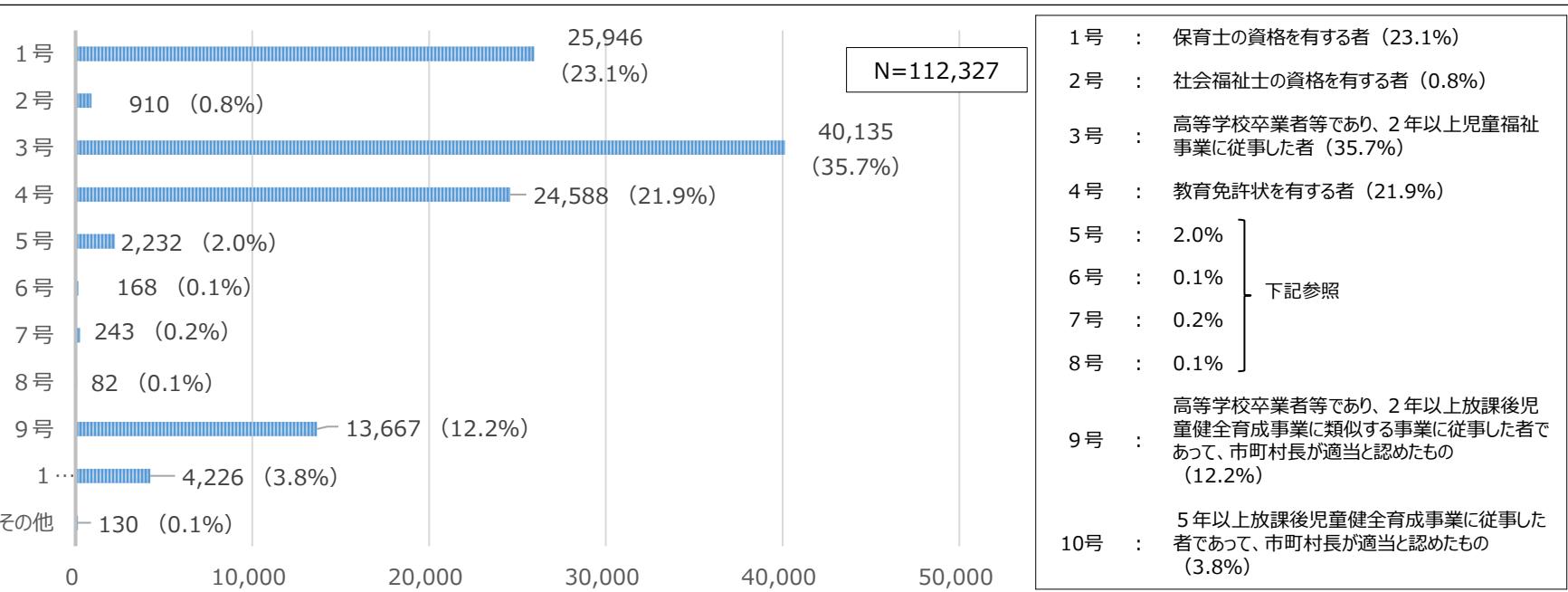
放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市、中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの

放課後児童支援員の資格の状況について

- 放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項各号のいずれかに該当する要件であって、都道府県知事又は指定都市・中核市長が行う研修を修了したものとしている。

<放課後児童支援員の資格の状況（令和6年5月1日現在）>※こども家庭庁調査



放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条3項

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

令和6年度 放課後児童支援員認定資格研修の実施状況

*こども家庭庁調べ

1. 研修の実施方法の状況 (都道府県数)

実施方法	令和6年度
都道府県等で直接実施	1
民間団体等に一部委託	46
計	47



委託先	令和6年度
NPO法人	17 (37.0%)
株式会社	15 (32.6%)
一般社団法人	6 (13.0%)
公益財団法人	3 (6.5%)
社会福祉法人	1 (2.2%)
学童保育・児童館連絡協議会等	4 (8.7%)
計	46 (100.0%)

注:()内は、民間団体等に一部委託して実施している都道府県数(46)に対する割合である。

2. 研修の開催回数の状況 (都道府県数)

	令和6年度
1回	7 (14.9%)
2回	10 (21.3%)
3回	11 (23.4%)
4回	4 (8.5%)
5回	5 (10.6%)
7回	1 (2.1%)
9回	2 (4.3%)
10回以上	7 (14.9%)
計	47 (100.0%)

注:()内は、研修を実施している都道府県(47)に対する割合である。

3. 研修修了者数 **18,828人** ((参考)受講者数:令和4年度17,375人、令和3年度17,360人)

令和6年度 放課後児童支援員認定資格研修の実施状況

*こども家庭庁調べ

4. 開催の方法 (都道府県数)

開催方法	令和6年度
対面	27 (57.4%)
オンライン会議システム	3 (6.4%)
オンライン会議システム等と対面のハイブリッド	13 (27.7%)
その他(オンデマンド)	4 (8.5%)
計	47 (100%)

5. 1回あたりの定員数 (都道府県数)

定員数	令和6年度
50名以下	1 (2.1%)
51~100名	29 (61.7%)
101~150名	9 (19.1%)
151名以上	7 (14.9%)
定員の規定なし	1 (2.1%)
計	47 (100.0%)

6. 管内政令指定都市、中核市主催による

令和6年度認定資格研修実施の有無 (都道府県数)

開催方法	令和6年度
あり	5 (10.6%)
なし	39 (83.0%)
都道府県への負担金の支払いを行って実施	2 (4.3%)
その他	1 (2.1%)
計	47 (100%)

令和6年度 放課後児童支援員認定資格研修の実施状況

*こども家庭庁調べ

7. 認定資格研修講師の選定について（都道府県数）

開催方法	令和6年度
都道府県が選定	3 (6.4%)
委託業者が選定のうえ、都道府県と相談	13 (27.7%)
委託業者が選定	30 (63.8%)
科目により委託業者又は都道府県で選定	1 (2.1%)
計	47 (100%)



8. 委託業者が講師選定する場合の都道府県（都道府県数）における講師基準の有無について

実施方法	令和6年度
基準なし	21 (67.7%)
基準あり	10 (32.3%)
計	31

注：()内は、委託事業者が講師選定を行っている数（31）に対する割合である。

9. 講義資料の確認について（都道府県数）

開催方法	令和6年度
確認無し（講師に委ねている）	5 (10.6%)
委託業者が確認	33 (70.2%)
都道府県が確認	2 (4.3%)
都道府県と委託業者で確認	7 (14.9%)
計	47 (100%)

放課後児童支援員等の推移

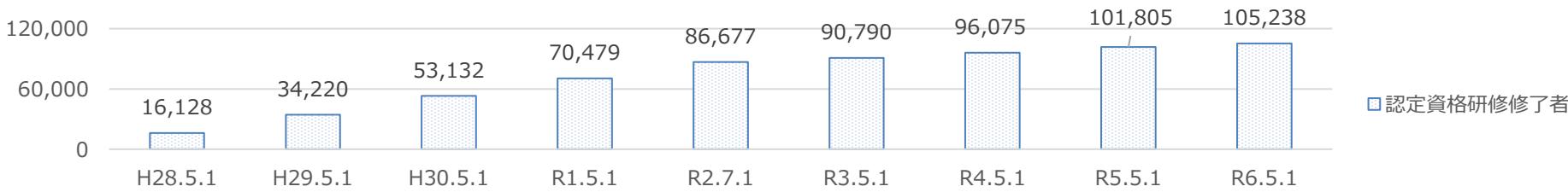
<放課後児童支援員数の推移（各年5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在））>

(人)

	H28.5.1	H29.5.1	H30.5.1	R1.5.1	R2.7.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1
放課後児童支援員等*	83,471	86,829	90,769	98,905	95,871	99,162	102,677	107,748	112,327
認定資格研修修了者	16,128 (19.3%)	34,220 (39.4%)	53,132 (58.5%)	70,479 (71.3%)	86,677 (90.4%)	90,790 (91.6%)	96,075 (93.6%)	101,805 (94.5%)	105,238 (93.7%)

* R1.5.1までの放課後児童支援員には、経過措置により認定資格研修未修了者も含む。()内は、各年の放課後児童支援員に占める割合

認定資格研修修了者の人数の推移



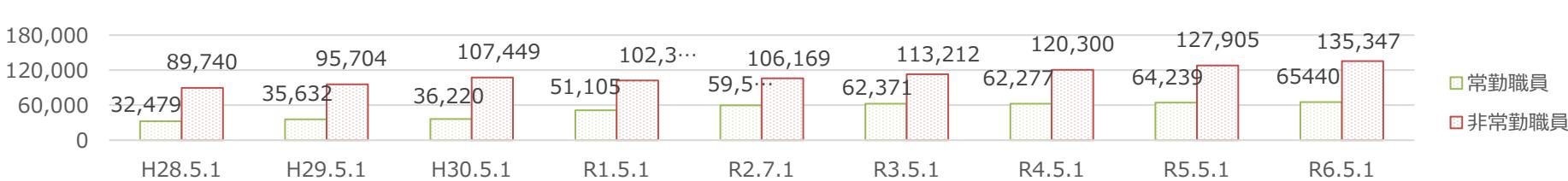
<放課後児童クラブの職員のうち、常勤職員、常勤以外の職員数の推移（各年5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在））>

(人)

	H28.5.1	H29.5.1	H30.5.1	R1.5.1	R2.7.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1
常勤職員	32,479 (26.6%)	35,632 (27.1%)	36,220 (25.2%)	51,105 (33.3%)	59,556 (35.9%)	62,371 (35.5%)	62,277 (34.1%)	64,239 (33.4%)	65,440 (32.6%)
常勤以外の職員	89,740 (73.4%)	95,704 (72.9%)	107,449 (74.8%)	102,309 (66.7%)	106,169 (64.1%)	113,212 (64.5%)	120,300 (65.9%)	127,905 (66.6%)	135,347 (67.4%)
合計	122,219 (100%)	131,336 (100%)	143,669 (100%)	153,414 (100%)	165,725 (100%)	175,583 (100%)	182,577 (100%)	192,144 (100%)	200,787 (100%)

()内は、各年の総数に対する割合

常勤及び常勤以外の職員数の推移



＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 0.1億円

事業の目的

- 放課後児童支援員の人材不足が、待機児童の発生や現在勤務している職員の負担増の要因の一つとなっている。
- 放課後児童クラブではこども達が複数の場所でそれぞれ活動することもあり、一つの支援の単位において複数の放課後児童支援を配置することが必要な場合もあるが、人材確保に追いついていない現状がある。
- このため、国においても各自治体と連携して、放課後児童支援員の人材確保策を進めていく、待機児童解消や職員の負担軽減につなげていく。

事業の概要

- 都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施については、定員・実施回数や講師の確保等の課題があり、これにより、受講待機者が発生していることから、放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図っていく。

＜実施方策例＞

- オンデマンド研修教材を開発して（修了テスト含む）提供することで、都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修をオンライン実施で可能にすること。
- 認定資格研修の実施における課題等の解決を図り受講機会を増やしていく 等

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

放課後児童支援員等資質向上研修事業の概要

【「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和7年4月4日こども家庭庁成育局長通知）
の放課後児童支援員等研修事業実施要綱 より】

基本的考え方

- 本研修事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。) 第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図る目的で実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県又は、市町村(特別区を含む。)(実施主体が資質向上研修を実施する上で適当と認める民間団体等に全部または一部委託可)
対象者	<p>○ 放課後児童健全育成事業実施要綱(令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知)に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。</p> <p>○ 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(平成27年3月31日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定)に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動(以下「放課後子供教室」という。)の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力をを行う学校の教職員など。</p>
実施内容	
都道府県が実施する研修	放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を市町村と連携して実施。実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の運営や子どもの育成支援に関する事項について専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとする。なお、オンライン会議システム等を活用する等、効果的に実施。

事項	主な内容
	<p>【具体的な例】 こどもの権利、こども支援者に求められる倫理、障害のあるこども(医療的ケアを必要とすることも含む)への支援、こどもの発達の理解、個人情報の取扱いとプライバシー保護、保護者との連携と支援、家庭における養育状況の理解、いじめや虐待への対応、学校との連携、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携、実践発表会 等</p>
市町村が実施する研修	<p>放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施。複数の市町村が合同で実施することも可能。実施に当たっては、放課後児童健全育成事業所の運営や子どもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマとする。なお、放課後児童健全育成事業所に講師が訪問する等の研修効果を高める手法も可能。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全指導と安全管理(・安全計画や事業継続計画の策定、見直し ・救急措置と救急対応(実技研修) ・防火、防災、防犯の計画と対応 ・事故、けがの予防と事後対応等 ・アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応) ○ 障害のあるこどもや配慮を必要とするこどもを支援するための環境構成 ○おやつや食事の工夫と提供時の衛生、安全 ○放課後児童健全育成事業所における遊びや制作活動、表現活動 ○放課後児童クラブと放課後子供教室、保育所・認定こども園・幼稚園等との連携・交流 ○育成支援に関する記録の書き方と工夫 ○事例検討(ワーク出府形式)など
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業における障害のあるこどもの受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害のあるこどもへの対応を行う放課後児童支援員等の資質の向上に努める。 ○ 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童支援員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮。 ○ 受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴が確認できるよう必要な記録の整備に配慮。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(子ども・子育て支援交付金 令和7年度予算：1,174億円の内数)

1. 趣旨・目的

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者へ委託等を行うことも可

3. 補助割合

国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

4. 令和7年度補助基準額

1 支援の単位あたり（i）～（iii）の合計額

（i）131千円 [1人当たり年額]：放課後児童支援員

（ii）263千円 [1人当たり年額]：概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者

（iii）394千円 [1人当たり年額]：概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した事業所長の立場にある者

※ 1支援の単位あたりの国庫補助基準額の上限額は919千円

5. 事業のイメージ

年額39万4千円
(月額約3万円)

事業所長（マネジメント）的立場にあり専門性の高い研修を受講した勤続年数10年以上の放課後児童支援員

年額26万3千円
(月額約2万円)

育成支援の内容の向上を担うため、より専門性の高い研修を受講した勤続年数5年以上の放課後児童支援員

【研修内容の例】
・いじめや虐待への対応
・発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
・安全指導と安全管理、危機管理
・遊びや製作活動、表現活動など

年額13万1千円
(月額約1万円)

放課後児童支援員
基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための認定資格研修を受講したもの

【放課後児童支援員認定資格研修の主な内容】
・放課後児童健全育成事業の理解
・子どもを理解するための基礎知識
・子どもの育成支援
・保護者・学校・地域との連携・協力
・安全・安心への対応
※研修の実施主体：都道府県

事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員への加算

経験等に応じた処遇改善

5. 実施方法

- (1) 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、職員体制や施設・設備等の内容を満たすこと。
- (2) 平成28年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われていること。
- (3) 賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行われていること。
- (4) 放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。
- (5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。
 - ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数
 - ②学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数
 - ③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
 - ④児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数
 - ⑤認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
 - ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）
 - ⑦放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数
- (6) 経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏まえ、市町村の判断で柔軟な対応が可能であること。
- (7) 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本とする。

6. 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、基本額に計上するものとする。
- (2) 本事業により賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。
ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。
なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。
- (3) 放課後児童支援員1人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額の範囲内とすること。
また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組を設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができる。
- (4) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員については、原則として、本事業の対象とならない。
- (5) 放課後児童支援員等処遇改善等事業に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (6) 事業所長的立場にある者は一の支援の単位につき、原則1名までとする。

「子育て支援員」研修について

趣 旨

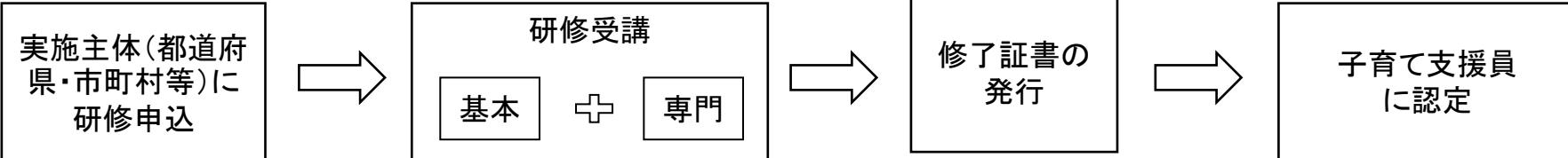
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員専門研修（放課後児童コース）のカリキュラム

専門研修（放課後児童コース）カリキュラムの設定等に当たっての基本的な考え方

- 放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的に担うという考え方を基本として、科目設定を考える。
- 放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目・科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定する。
- 以前子育てをした、教育を受けた価値観にとらわれることなく支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考える。
- 一般の方が主な対象となる子育て支援員の研修であるため、受講しやすさを考慮してハードルは高くせずに分かりやすい内容の科目設定を考える。
- 見学実習は、研修項目・科目の一つには設定しないが、他の科目の中で、DVDや写真等を活用して具体的な内容を伝えていく工夫を実施主体に促していく。
- 実施主体は、原則として都道府県（都道府県が専門研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託も可）又は都道府県知事の指定した研修事業者とする。

映像教材：それぞれ約90分の動画

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/kosodateshien-kyozai>

都道府県認定資格研修【16科目（24時間）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. こどもを理解するための基礎知識

- ④ こどもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のあるこどもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解

3. 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援

- ⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
- ⑨ こどもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のあるこどもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬ こどもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

子育て支援員基本研修 【8科目（8時間）※1時間の演習科目を含む】



専門研修（放課後児童コース）の項目・科目・時間数 【6科目（9時間）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等

2. こどもを理解するための基礎知識

- ③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ④ 子どもの生活と遊びの理解と支援

4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑤ 子どもの生活面における対応等

5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能

- ⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理

全科目【合計14科目（17時間）】を履修

子育て支援員・基本研修及び専門研修
(放課後児童コース)修了

放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 (「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施)

成育局 成育環境課

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算額 10億円の内数 (11億円の内数)

事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保を図り、また、子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
 - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等子どもの安全管理体制等に関する職員への助言。
 - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
 - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

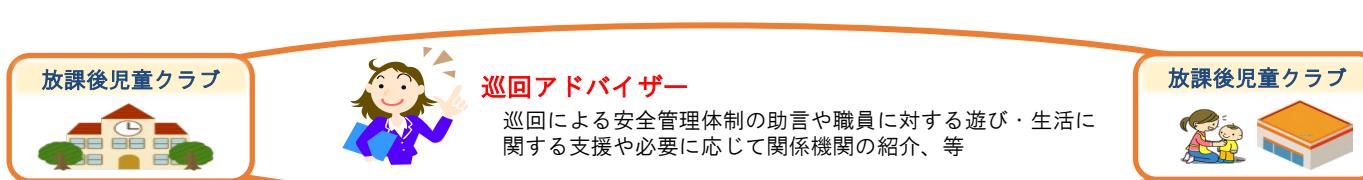
実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村（特別区を含む。） ※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】国1／2、市町村（又は都道府県）1／2

【補助基準額案】4,064千円 ※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

事業イメージ



福祉サービス第三者評価基準（放課後児童クラブ版）について

基準発出の経緯

- 利用者本位の福祉を実現するため、事業者のサービスの質向上させること、また、事業の透明性を確保し、利用者のサービス選択を容易にするために、事業者でも利用者でもない第三者の視点で評価を行うため、平成16年度より福祉サービス第三者評価制度が導入された。
- 社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ（平成30年7月）」では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の質の確保の観点から、自己評価の項目例の策定や第三者評価を導入することが提言されている。
- これを受け、平成30年度から令和2年度にかけて、調査研究により、第三者評価の導入や評価基準等についての検討を実施した。
- 全国社会福祉協議会福祉サービスの質の向上推進委員会での議論を経て、令和3年3月に放課後児童クラブ版の福祉サービス第三者評価基準を策定し、発出した。（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）

第三者評価基準ガイドラインの構造

共通評価基準

全福祉施設等に共通の内容

44項目



内容評価基準

放課後児童クラブ独自の内容

18項目

I 福祉サービスの基本方針と組織

1. 理念・基本方針
2. 経営状況の把握
3. 事業計画の策定
4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

II 組織の運営管理

1. 管理者の責任とリーダーシップ
2. 福祉人材の確保・育成
3. 運営の透明性の確保
4. 地域との交流、地域貢献

III 適切な福祉サービスの実施

1. 利用者本位の福祉サービス
2. 福祉サービスの質の確保

A-1 育成支援

- (1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

- (2) 放課後児童クラブにおける育成支援
- (3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援
- (4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

- (5) 適切なおやつや食事の提供
- (6) 安全と衛生の確保

A-2 保護者・学校との連携

- (1) 保護者との連携
- (2) 学校との連携

A-3 子どもの権利擁護

放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

(子ども・子育て支援交付金 令和7年度予算額：1,174億円の内数)

1. 事業目的

- 放課後児童健全育成事業を行う者における第三者評価の受審を推進するため、当該評価の受審に必要となる費用を補助することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図り、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2. 事業内容

- 放課後児童健全育成事業を行う者が「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関による評価（市町村が委託等により行わせるものも含む。）を受審するために必要となる費用を補助する。

なお、受審結果についてはホームページ等により広く公表すること。

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合に本事業の対象となること。

※ 第三者評価の受審は3年に一度程度を想定しており、同一の放課後児童健全育成事業を行う者に対しては、当該補助を行った年度から3年度間は再度の補助は行えないこと。

3. 実施主体

- 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。
- ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

4. 補助率

- 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

5. 令和7年度補助基準額

- 1クラブ当たり年額 300千円

※ 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。